

第二部 薩摩の琉球侵攻

①上

史料A 琉球入貢記略

薩州太守島津氏 琉球を征伐す

琉球国は、嘉吉年間、足利義教の命ありてよりこのかた、世々薩州の附庸の国たること、天正の頃、群雄割拠の時にあたりて、琉球の往来しばらく絶たり、その後、世治り、士民太平をとらふるに至りて、薩州の太守島津家久より、琉球へ使をつかはし、もとの如く貢使あるべきよし再三に及ぶといへども、彼国の三司

①下

官謝那といふ者、ひそかに明人と事を議り、待遇ことさらに礼なく貢物もせざりければ、なほ家久、使をつかはし、責たゞすといへども、従はざりけるによりて、止むを得ず、征伐してその罪を正さんと請ふに、慶長十四年の春、台命を蒙り、樺山権左衛門久高を惣大将とし、平田太郎左衛門益宗を副将とし、龍雲和尚を軍師とし、七島郡司を案内者として、その勢、都合三千余人、軍艦百余艘を備へて、二月二十二日、纜

を解て、琉球国へ発向するにのぞみて、おのく出陣の祝ひとして饞別しける、中にも世に聞えたる勇士の、新納武蔵守一氏、老後入道して拙斉と号したる

が、樽肴を持せられ、祇園の洲といふところまで見送り、諸軍勢なみ居けるが、樺山久高上坐に居られず、謙退せられしに、新納拙斉申されけるは、「今、琉球征伐の大将として渡海あること、即これ、君の名代なり、はやく大将の坐になほり候へ」といはれしかば、其

まゝ上坐につかれけり、かゝれば諸軍の士卒も自心服し、号令行はれたりとかや、夫より乗船し、山川の

②上

湊より順風に帆をあげ、大島に着岸し、この島人防ぎ戦ひけるによりて、鉄砲をうちかけ、防ぐものおよそ千人ばかり、手向ふ者どもは討取り、首を獲ること三百余級、他はみな降人にぞ出にける、四月朔日

沖の永良部と与論島を攻取り、運天の湊に乗りつけ、備をそろへ、城を攻めおとし、首里の王城に取かゝらんと、およそ一里ほどこなたなる那覇の湊におもむきけるに、湊の口には、逆茂木、乱杭すき間なく、水中には鉄の鎖を張り、これに船のかゝりなば、上より眼下に見おろしながら、射とらんとの手だてをかまへ、その余島々の要害いとおごそかにぞ待かけける、これによりて他の港より攻入りて、三日が間、攻たゝかひ、手負・討死もなきにはあらねど、聊ためらはず、直に進みて、首里に攻入り、王城を取り囲みけるに、をりふし琉球の諸勢、みな那覇の湊なる城にたて籠りて、王城は無勢にて、防ぎ戦ふべき兵士もなかりければ、薩州勢の急ぎもみにもんで、攻め破らんとするいきほひに、中山王、及び三司官等、なか／＼敵す

②下

ることあたはず、避易してみな降参に出て、落城に及びけり、さて、那覇の城には、矢尻をそろへ待つといへども、敵船一艘も見えざれば、こはいかにとおもふところに、不意に後より押よせられ、王城もはやく已に落城と聞えければ、一戦にも及ばず落城す、かゝれば速に

軍の勝利を得て、琉球忽に平均したれば、早船を以將軍家へ注進ありしかば、甚称美せさせたま

ひけり、かくてその年は、順風の時節におくれける故に、諸勢琉球に滞留して、翌年五月二十八日、中山王尚寧を召しつれ、軍士凱陣す、同八月、薩州の太守中山王をともし、駿府に來りて登城す、時に中山王、段子百端、狸々皮十二尋、太平布二百疋、白銀一万両、大刀一腰を献上す、かゝれば御代始めに異國御手に入りしとて、ことの外に御悦遊され、其賞として、御腰物、ならびに琉球國を賜はしけり、中山王にも拜領物あり、これより琉球ながく薩州の附庸とぞなりにける、それよりして江戸に至り、將軍家に謁しけるに、米千俵をくだしたまふ、其年

③上

帰國ありて、翌年中山王も本國に歸ることを得たり、系図、旧伝集、政事録、南浦文集等に據て記すこの時よりして、ながく吾邦の正朔を奉じ、聘礼を修して、今の入貢の始めなり、この後將軍宣下、若君様御誕生、および彼國中山王繼目の度毎には、必貢使かつて闕ることなし、

慶長十四年、琉球征伐の時、雨不見の渡りの中ほどにて、容顏美麗なる尋常ならぬ婦人の小舟に乗りて來り、大將樺山氏の舟に乗り移り

ていへるやう、我は琉球國の守護弁才天女なり、この度、征伐せらるゝに、ねがふところは、多くの人民を殺し、國を悩し給ふことなかれ、さあらば我案内して、速に琉球國を御手に屬し申すべし、とひひ終りて、坐したまふと見れば、そのまゝ木像の弁才

天なり、さて乗り來りし舟と見えつるは、簀の板なりけり、神靈のいちじるしく、國を護り給ふの厚きを感じ、舟中に安置し、歸陣の後、事よしを申し立て、池の中なる島に祠を建て、いつき祭りけるとなり、旧伝集

③下

因に云、世に薩琉軍談といふ野史あり、その書の撰者詳ならずといへども、あまねく流布して、二國の戦争をいふものは、かならず口実とす、そのいふところ、薩州の太守島津兵庫頭義弘の代に、惣大将新納武蔵守一氏、その外種島大膳、佐野帶刀等、士卒惣人数十万千八百五十四人渡海せしといへり、又かの國の、湮灘湊、竹虎城あるひは、米倉島、乱蛇浦などいへる地名あり、その將士には、陳文碩、孟龜靈、朱伝説、張助昧等の名をしるしたり、実にあとかたもなき妄誕にして、その書の無稽、論を待ずしてしるべし

慶長以後 入貢

・寛永十一年閏七月九日、中山王尚豊、賀慶使佐敷王子、恩謝使金武王子等をして、方物を貢す元寛日記
この年、將軍家御上洛ありて、京都にましますをもて、二条の御城へ登城す、このゆえに二使、江戸に來らす

・正保元年六月二十五日、中山王尚賢、賀慶使金武按

(以下略)

琉球渡海日々記

〈解説〉

稲村賢敷

一、日記は慶長十四年二月晦日に高山衆市来孫兵衛が、その領地であると思われる高山を出発して、翌三月朔日には山川港に参着して征伐軍と同行するようになってから、全年四月廿八日に琉球征伐を終えて山川に帰着する迄の約二ヶ月間の日記である。

喜安日記が沖繩側の記録であるのに対して、これは薩摩側の記録として重要な資料であると思う。

二、三月四日には山川港を出港し、それから口永良部島、七日には琉球国大島、廿日に徳ノ島、廿五日に今帰仁間切の古宇利島に参着して、それから国頭、中頭を海陸から攻略して、全年四月朔日には首里、那覇に近い所にあるコアンマという所で軍議を凝して、鉄砲打ち放火等して首里に打入ることになった事等かなり詳しく当時の状況が記されている。

三、コアンマという地名が何処であるか不明であるが、浦添村の小湾であろうかとも思われる。此処は高山衆の逗留した所であろうから、此処が侵寇軍の本陣であったと考えることは出来ないであろう。征伐軍の総帥樺山、平田の動静に就いても所々で記されているが、高山衆とは別個に動いていたようであり、二将は寧ろ征伐軍の先駆をしていたような事が記されている。

四、侵寇軍が直ぐ目の前にあるコアンマに現われたことで、首里、那覇に於ける上下の人々の騒動については手にとるようには明らかに記されている。「琉球人も一段と目を驚かし方々の山々へ逃入り候有様筆舌につくし難く」とか又「那覇の地下人共は皆々家を明のき候、高山衆事二階二つある家に居り海上をながめ居る在所に逗留申し候」等と記されている。

五、四月四日には王位御下城被成、王位は御輿にて、キサキ等はカチにて御下候、又城内の御荷物改めの所では、日本に於いては終に見申さざる唐物多きこと限りなく候等の記事も注目すべきものであろう。

六、殊に注意してもらいたいと思うのは、大島諸島に関する記事であるが、慶長十四年三月七日大島の深江ヶ浦に着岸し、翌日打廻りと称して島の巡視をしているが、こゝには蔵本があつて人数多く取構えたる由相聞え候ということが記されている。又三月廿二日には徳ノ島の亀津という所で山狩りをした所が琉球

人番衆主取等をからめ採ったという事が記されている。この琉球人番衆の中にいた主取というのは、この徳ノ島番所の長官であつたことが考えられる。琉球の地方官庁の長官は主取と称するのが多かった。

是に依つて考えると薩摩の侵寇前には、大島、徳ノ島等の主島には琉球藩の出張官庁である蔵元があつて、主取以下の役人が勤務する等、両先島と何等違ひはない状態であつた事など、当時の大島、先島諸島に対する首里王庁の統治状況をj知る資料であることも注目すべきである。

七、なお、同日記は、曾つて仲原善忠氏が『沖繩文化』第十四号（昭和三十九年）に紹介された。仲原氏の紹介されたものと、以下に収録した玉里公爵島津家所蔵のものとは、語句や表現の上で若干の相違がある。例えば、仲原氏の紹介されたものに「乙アンマ」とあるのは、島津家所蔵のものでは「コアンマ」となっている。仲原氏は「乙アンマ」を「盲目のあんまの如く、状況不明の意か」と推測されておられるが、それは前述のように、「コアンマ」＝小湾のことであろうと思う。参考のため、仲原氏の訳注を本文のあとに付記することにした。なお、仲原氏の紹介するところによれば、慶長の役に関する薩摩側の資料として、次のようなものがある。

- (一) 島津琉球軍精記（二十七卷）、寛文三年（一六六三）
- (二) 琉球属和録二五卷（十四冊）、明和三年（一七六六）
- (三) 琉球静盗記（全一卷）
- (四) 琉球征伐記（全一冊）
- (五) 薩琉軍記（一一卷）追加三卷年代不明
- (六) 琉球攻薩摩軍記（上下）
- (七) 薩琉軍鏡

史料B 琉球渡海日々記

琉球渡海日々記

○一 高山を二月晦日の巳の刻に打立、高洲へ申の刻に

参着申候。順風無然と右亥の時に申出、夜

とれに乗、山川へ翌日寅の刻程に着申候。彼

湊へ鹿児島・国分・加治木方の諸類船八拾艘余

御座候、船のかざりやう思ひくゝの結構、驚目候

諸方御着合にて候得ば、船中、或宿々の慰無^二正躰^一

様子、不及言語候事迄候

一 三月朔日、二日、三日にも順風無御座候はゞ御逗留に候、

同三日の晩に船に乗、うき湊口へ漕出、四日の寅の刻に

出船申、えらぶの島へ亥の時斗に着申候、船道三十

八里にて候、同五日の日は天氣悪敷候はゞ彼嶋へ御逗留候

一 六日の辰の刻に出船申、夜を籠走、七日の申の刻程に

琉球大嶋の内、深江が浦と申所に着岸申候、次日

八日には打廻にて候、かさんと申所、蔵本にて候、人数あつ

まり、とり構たる由相聞え、諸軍衆、両口(日カ)を御さし

候得ば、然との人衆もなく、御手に付候事、無^二何の子細も^一候

船元よりは八里御座候、つめ走にはしり、路次の難

儀、前後初ての事共に候、路次に草臥、在郷に一夜泊り候

註 打廻り…巡邏討伐

船元へ其日御もどりの御人衆も候、九月十日、十一日

深江ヶ浦に逗留申、十二日に出船申、大島の内やまと

ばまと申湊に着候、八里にて候、えらぶと大島の渡合

八十五里にて候、此渡の間に七嶋在之、

一 十三日四日五日

やまとはまに逗留候、同十六日に出船にて、西の「こみ」と

申所に参候、此日、とくと申嶋へ類船の内十三艘参候

やまとはまの間八里にて候、十七日に出船候つれども

順風なく候て、もとの湊こみかとりもどし候処に

椀(樺)権左様御手の船、数十艘にて、こみに御着被成候

同十八日九日も逗留候、十九日は終日雨降、船中

の窮屈と申、さびしき躰にて日を送り候

一 廿日の

卯の時に西のこみを出舟にて、とくの嶋の秋とくと申

湊に申の刻斗に着申候。舟道廿五里にて、廿一日に

出船にて、十里程乗出候得共、少しむかひて結局とれ

に成候間、とりもどし、亀澤と申所に着申候

一 ひらの役人の居所にて候の間、人居過分に候、ちと先船にて候

権左様を始、十艘程えらぶのごとく御漕候、此人の船

いかがと未相知候

一 廿二日に深山大勢にて御かり候、子細は亀津の役人、

山にかくれ居候、狩出^主被成候ために候処に、役人をかり

出、殊に琉球人御番衆主取無^二余儀^一、人をからめとられ候

註 樺山権左右衛門 琉球侵攻軍の大將

「とくとく」をさして、くの方へ 沖繩語

役人は三司官の内、謝納のむこにて、きはち巻の

位成人を御取候

一 廿三日無^二順風も^一御逗留候、昼時分より雨もふり

さびしく候処に、琉球ふね二里程沖を、大嶋の方のごとく

かけ通し候を、五枚帆二艘にておはせ被成候、彼追付の

ふね、廿三日には無^二帰帆^一候事

一 廿四日の巳の刻程に、とくの内、亀さは澤の湊を出船にて

えらぶの島崎に、日の入時分に(ち)と御かゝり被成候、

樺左様を始、先舟の御人衆御待合せ被成、其まま

琉球へ御渡海候、夜を籠走の、次日廿五日の酉の刻過時分に、琉球の内、こほりと申所に着岸候とくの亀津よりなだ乗六里、とくとえらぶの渡相(合)拾八里、嶋のなだ乗三里、えらぶと琉球の渡相(合)三十八里、発帆式艘の追手の船、廿四日の朝参候、琉球不_二追付_一候、廿六日は返報日の故、打まはりなどもなく、碇御入候、廿七日、太郎左衛門殿、半左衛門殿御番所今きじんと申所を御一らんのため、五枚帆にて御成候、今きじんの城あけのき候、巳の刻程に俄に打まはり候て、方々放火共候、人の心によりとり物おほく見え申候、郡の運天舟元より三里程おくに参候、田畑おほく能在郷にて候廿八日は逗留申候、廿九日夜半斗に出船被成、大わんと申所に着申候、舟道三十里にて候、四月朔日、卯の時に

註 心：幸運 (沖繩語)

⑤下

諸軍衆は陸路を御座候、諸舟は乍勿論、海上にて両手を御さし候て、コアンマにて御座候て、那覇・首里の様子きこしめし合せ可有との御儀定にて候の処に、足輕衆首里へ差掛り、鉄炮取合仕、殊に方々放火共仕候の間、從_レ其不_レ計、軍衆、首里近く御差掛被成候処に、琉球王位様御舎弟を始、名護、うら添、謝内波三司官、質に差出被成、無事を偏にて候故、即彼質を御取にて無事に罷成、首里より那覇へ申の刻計に諸勢御着候、陸地、船手双方を以て御掛被成候故、琉球人も一_那だんと驚目、方々山々へにげ入候有様、筆舌難尽候、なはの地下人共は、皆々家々明のき候、諸勢はなは内に思ひくの御宿を請取にて候、高山衆事、半右様御宿近く宿仕候、二階二つある

⑥上

宿に居、海上を詠め居候在所にて逗留申候、二日には何方へもうち手杯もなく、しかといなば内を見物の躰に候、三日王位様御下城のため、荷物御下し候、彼城見物として鹿兒島衆少々御出候処、王位手もなく下城被成候事、迷惑の由にて地下衆主從廿人余にて城より繩をさげ、山へのがれ候を、此方の人衆、右に申候鹿兒島衆少々にて追掛り被成、とりあひ共候、敵は二人にて候、此方の衆に四人手追共候、琉球人は山ににげ入申候、彼

註 半右：国分方の武將伊集院半右衛門久元

取合に依てつづき候て、御打出被成候得共、少事成事にて候、惣別御留候、四日には王位御下城被成候、王位計御輿にて、きさきなどはかちにて御下城、おんなご衆などのありさま、あさましき躰、沙汰の限に候、王位様御宿、名護の処にて候、五日には首里の城御うけ取被成候故、御大将を始しほりへ御出候、城の内には御大将分の御人衆計、人をも不被召烈(列)御入候、彼日昼程より城内の荷物御改にて日記に付、薩摩御物に罷成候、四組にて御改候、於日本に終に見不被申唐物、以下珍敷物おほき事無限候、半右様御分限にて候得共、じゃうり取一人も不被召列、我計御入候、晩に御帰りの時は城戸の番所にて別、城内に参候人々、おびをとき、きものを振、少も御ひきうなき御改、互にきびしき事無申事候、金銀絹さや、其外珍敷物の中にみだれ入、取_{あつかい}見申候、日数五六七日八日九日、以上に二十三日程の御改にて候、其内は荷物改の御人衆は首里へ逗留候、其外の御人衆は皆々なはに御逗留候、荷持御改組頭の御人数衆、本田伊賀守殿、市来備後守殿、大田弥六殿、穎娃

主水正殿、本郷休半老殿、大寺主計助殿、児玉■
兵衛殿、妹尾伝兵衛殿、日置玄蕃■殿、河上

⑥下

掃部助殿、市来八左右衛門殿、伊半右衛門殿、日高与市
左衛門殿、市来孫兵衛殿、祇苔院織部佐殿、右
の御人衆、辰の刻より酉の刻迄御詰にて被成
相濟候てより、那覇へ御下候、彼津へ御逗留の内に荷
物船に入候都（類）船も参候、彼荷物御国元へ参候、
何れ共御仕舞被成、順風御待の処に、十四日の晩に
順風もよく候間、彼晩より乗浮び候、同十五日巳の刻
計に琉球王位様、船に御乗り候に付、御舎弟にうらそひ
謝内、其外御供衆乗舟候、湊口迄の王位御供千人
余被参候、即諸船出舟にて候、追手の風無然と
候の間、夜を籠のり、十六日の朝こほりへ着候、
此道三十五里、十七日辰の刻末に出舟候、薩摩船に
琉球ふね相添、海上見事成無申迄候、彼の津より
直乘にて候故、其夜翌日十八日昼頃より順風強く
候て、船酔の人数多候、夜入候てよりかみなりなど仕
以の外しけへき気敷（色）にて候故、如何可有と心遣
仕候、乍去、其夜も過し卯の刻計より大雨大風に
罷成事、実にしけにて、迷惑極に及かけなみなど
仕事無限候、やうちうの故、可懸所もなく走り候、其
日も過、十九日午の刻計に七島の内、中の島に取
つき候、琉球類船にも取はなれ、思ひく乗様沙汰の限候、

⑦上

彼島にも類舟漸十二三艘着候、百艘に及候舟たて、
大嶋やきうちと申湊に権左様、太良様を始、三拾
四五艘着岸候、其余はちりくの散候、伊半右衛様
御船いづかたへ御乗被成候やと心遣申候処に、彼

中の島の内に御掛候、廻り掛の島なれば、定む候
湊もなく、思ひくのまはり掛りのゆへ、半右様御船にも
其次日の昼計にこそ参合候、其外の船は七嶋の内
取着候、後に承候は御荷をうち候も多く候、かぢをおりし、
或は柱を損さし候船もあり、思ひくの立願誠な
る事無限候、同廿日も無順風にて、廻り掛り仕候、
我々船のあんし彦左衛門と申もの、所にあり、
去夜昼五日の難儀を少し忘躰にて悦申迄に候、
廿一日寅の刻程に出船申、能順風にて候間、申の刻
計に山川の津に着岸仕候、舟道六十里程候を、荒
追手の故、日の内に着申候、我々より先船も漸四艘
参候、流船にて参候ふね十艘計にて候、方々行
散候船、いかがにて候哉と皆々迷惑申処に、次第く
参候、廿二日山川に罷居様子承合候、終日雨もふり候、
廿三日も右同前に候、廿四日の早朝、権左様、太良左様
御船を始、諸舟参候、琉球王位様御舟も輒参着候、
万民の悦、貴賤上下かんぜん人はなかりけり

註 廻り掛け…港なく島をぐるぐる廻ること

あんし…按針（水先案内人）

⑦下

史料C 琉球側の記録 喜安日記抜粋

(前略)

去程に薩州には老中僉議ありて、急ぎ琉球破却せんとして、大將軍には樺山権左衛門尉、副將軍には平田太郎左衛門尉、宗徒侍二百余人、都合其勢三千余人、七十余艘の船に取乗、慶長十三年三月三日、**鹿**府を立て、山川につき、舟汰して明る四日出船す、大將の船をはじめ、諸軍勢の舟共に、白のぼり・赤のぼり・ふきぬき・さし物・馬じるし・風随意、翻るは花やかなりし見物也
(中略)

三月十日、兵船大嶋へ

着津して、島の軍弱して敗軍すと飛脚到来す。因茲に除目有て、天龍寺以文長老紫衣賜て、大嶋へ使僧に参らる、同心は北谷親雲上也、同十六日今帰仁に兵船着と聞へしかば、国中の騒動不斜、家財道具を東西南北へ運出する有様、前代未聞の事共なり、何者の申出したるやらん、寺方は不可苦

⑧上 (中略)

とて、那覇・泊・若狭町・久米村・和泉崎より資財雑具を馬におふせ、車に積、運あへる事、道もさりあはず、上下さはぎあへる事おびたゞし、去程に又僉議有て、西来院は数年薩州に住居ありて、殊更御面三殿御存知の事なれば、行向て無為和睦を申調られよと詔命を蒙り、今帰仁へたち給ふ、西来院菊隠長老、名護良豊、江州栄貞を

先として、相伴ふ人々、喜安・津見・池親雲上、かれ

これ都合三十余人、同廿六日の辰の一点に首里を立て、同日の午の時、倉波に付、かかりける処に、今帰仁より河内・東風平来て申けるは、道は敵みちくく、中々陸地透り給はん事、思ひもよらずと申、此人をば首里童戯て、勝山伏と申が、今の為躰は負山伏とぞ見えたり。

(中略)

⑧下

去程に、名護の宿所、皇居には不可然とて、浦添美御殿へ移らせ給ふ、同十六日、主上崇元寺に行幸なつて、両大將と御対面ある、其後織部・笑栖を使者にて、薩州へ渡御有て被遂御礼では不可有とて、既に供奉の人々相定る、其日除目被して、江洲親雲上紫八巻給る。玉那覇御鎖子傍に被し任、御供の人々は、

(中略)

去程に、

五月十三日にもなりしかば、供奉の人々終夜、明なば数千万里に趣んとて、妻子兄弟知音近付、共に名残をおしび鳴きさけぶ、後会其期を不知、別の涙を押へつゝ、面々暇乞せられける、心の中推量られて哀也。同十四日、守護の武士共御迎に参る。主上御輿にめされければ、女房連声をとゝのへてなきかなしび給ふ。誠に日比の行幸には、公卿殿上人庭上に折立、御隨身左右につらなり、官人前後にしたがひ、舞楽をそうし、困驍せり。

(後略)